

ZENNICHISHIMANE



全日しまね Vol.25

H28.8.16

発行所 (公社)全日本不動産協会 島根県本部 (公社)不動産保証協会 島根県本部
〒690-0001 松江市東朝日町218-1 ラヴィナスアテンコート102 TEL0852(26)4863 FAX0852(27)8196
発行者 島根県本部 本部長 木村勇治 編集者 総務広報委員会 委員長 濱名毅行



コンプライアンスの遵守を目指して

本部長
木村 勇治

蒸し暑い日が続いて、毎日のように真夏日の気温になり夏本番が来たらどこまで気温が上がるのか心配です。九州を始めとして豪雨が続き温泉津町でも3時間で120ミリを超える大雨が降りましたが、皆様お変わりございませんか。

平素から当協会の運営にご理解とご協力を賜り心よりお礼申し上げます。イギリスではEU離脱の騒ぎや、中国の南シナ海進出、そしてバングラディッシュでは日本人7人を含む外国人目当てのテロ等の報道に今後の世界情勢には注視させられます。

初めての合区の参議院選挙も無事終わりました。東京都知事選挙が告示され注目されていますが、この広報が発行される頃には決定されて、新しい都政の方針が出されていることでしょう。

熊本県、大分県の地震の義援金を呼び掛けましたところ、たくさんの方々にご協力戴きまして、誠にありがとうございました。

お亡くなりになられた方には哀悼の意を、又1日も早い復興をお祈り申し上げます。

5月13日には公益社団法人全日本不動産協会島根県本部・公益社団法人不動産保証協会島根県本部の年次大会がニューアーバンホテル別館で開かれ、島根県土木部藤原博参事及び、総本部より公益社団法人不動産保証協会の常務理事で山口敬一愛知県本部長を迎えて、三島正治議長の下執り行われました。

また6月30日には紀尾井町ホテルニュー大谷に於て総本部の三団体通常総会と年次大会が開催され、島根県本部からは私と濱名、山根、真野の三人の代議員が出席しました。

7月5日には今年度第1回目の全日法定研修会を開催し、「土地建物の税務について」渡部税理士事務所の渡部弘敬税理士の講師で行われました。

7月13日には今年度より始まった全日ステップアップトレーニングを島根県内で初めて開催し、講師は宅建マイスター・不動産鑑定士・弁護士・司法書士の4名で、1.宅地建物取引業法と従業者の基本的心得、セールス実務、2.物件調査と価格査定、3.契約書の知識、4.重要事項の説明、5.契約書の締結、決済、引渡し、登記の科目を11名が受講しました。今後も毎年開催し、従業者のコンプライアンスの遵守を始め、不動産業者の質の向上を図って行きたいと思いますので皆さんのご協力をお願い致します。来る10月20日には宮城県で全国大会が開催されます。たくさんの方に出席して頂きたいと思います。又来年10月19日には島根県松江市で全国大会が開催されますので、御協力をお願い致します。

島根県本部の正会員が98社になりました。今年度中には100社に達成したいと思いますので、重ねて御協力のお願いを申し上げます。



公益社団法人全日本不動産協会 島根県本部定時総会

各委員会 平成28年度活動方針について

総務広報委員会・高度情報化委員会の活動方針について

委員長
濱名毅行



平成28年度は大きな自然災害で始まりました。熊本県・大分県を中心に大きな被災状況となり、改めて「地震大国・日本」を思い起こすきっかけになりました。東日本大震災を経験したことから、常日頃からの備え、情報収集、広報活動の大切さが語られてきました。

地震による被害で不動産が壊れている映像を見るたびに、不動産取引を扱う専門家として「防災」について広報活動を続けることが重要だと感じます。今年度から重要事項説明書にも、「中古住宅のインスペクション」に関して説明義務が付け加えられました。

行政機関との防災・防犯活動の情報交換と協力など地道な広報の一環と考え、続ける意義の大きさを思い、総務広報委員会の仕事を真摯に取り組んで行こうと思います。

去る平成28年7月7日、岡山市で(公社)全日本不動産協会・流通推進中四国県本部担当者会議に出席してきました。当協会が運営するポータルサイトは現在主に3つあります。「ZeNNET」、「Z-Reinz」、「Z-portal」です。またこれ以外に関連するポータルサイトは、西日本レインズ、不動産ジャパンなどがあります。

結局、それぞれの機関が作ったポータルサイトが、同じ機能を重複しながらあるという複雑な仕組みになってしましました。これでは不動産協会会員、あるいは一般消費者にとっても分かりづらいというのが現状です。今回、まずは当協会の運営する3つのサイトを1つにまとめた新しい窓口のポータルサイトを作つて行く方向になりました。仮称ですが、「ラビーネット」と言う名称になるかもしれません。

平成28年度総務広報委員会活動方針の要点は、次の通りです。

1. 広報誌「全曰しまね」の年2回発行

2. 島根県並びに各行政団体の会合、セミナー、行事などへの参加

平成28年度高度情報化委員会活動方針の要点は、次の通りです。

1. インターネット会員増の普及活動を兼ねた「インターネット活用実習」事業

以上です。今年度も、よろしくお願ひいたします。

組織拡充委員会

委員長
眞野仁



平素は組織拡充委員会の活動にご協力いただきまして、ありがとうございます。

今年度は、えんどう不動産様にご協力いただき、浜田市田町に協会員募集の看板を設置しました。石見地区は当協会員数の比率が低いため、今後も募集活動を強化していくところです。また、7月時点で協会員の皆様より、無償で野立看板を設置させていただける土地を2箇所ご紹介いただいております。今年度中に、もう1枚看板を設置する予定です。

開業支援セミナーにつきましては回数を増やし、11月と3月に開催を計画いたします。開業までの手続きだけではなく、当協会員だけのITツールもお教えいたします。宅建業に興味のある方は、ぜひご参加ください。

会員数増加、100社突破に向けて組織拡充委員会は例年以上に活動して参ります。

取引相談委員会

昨年度も5回無料相談会を実施しました。一部トラブルによりかけている案件がありましたが、結果的に業者とユーザーの話し合いにより、すべて解決しました。今年度も5回の無料相談会を実施する予定です。



委員長
山根潤

ある業者から建物の一部が越境している場合の取引について相談がありました。建物の越境はトラブルの原因になりますので、調査する上で十分に確認してください。そしてその結果の内容を必ず重要事項説明のときに、取引関係者へ明確に説明することが義務付けられています。

さて、越境している場合、容易に撤去できない場合が多いと思いますので、覚書等を交わすのが一般的な対応です。私も数年前に、建物の一部が越境している物件の仲介をしました。仲介物件が隣地に越境していたケースです。建て替え時に撤去する旨の文言を入れ、「越境に関する覚書」を交わしました。構造物の基礎など一部が地下にあり、目視できない部分で越境していることもありますので注意が必要です。

教育研修委員会



委員長
板持孝敏

既に今年度の活動もスタートしておりますが、引き続き皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

先月は会員の皆様に対して希望者を募りステップアップトレーニングを実施しましたところ、11名のご参加をいただきました。全日本不動産協会島根県本部会員の方々の真面目に業務に取り組まれている姿勢を再認識しました。

当委員会も、会員の皆様や消費者にとって少しでもお役に立てるよう、昨今の不動産業界を取り巻く環境を踏まえ、ニーズに合わせた研修活動を目指して参ります。

第2回法定研修会 9月中旬予定 益田会場

第4回法定研修会 12月上旬予定 松江会場

第3回法定研修会 10月上旬予定 雲南会場

第5回法定研修会 2月上旬予定 出雲会場

協会活動だより

平成28年度第1回法定研修会に参加して

総務広報委員
渡部千昭

平成28年度第1回目の法定研修会が、松江ニューアーバンホテルにて実施されました。

第1回 研修会は、会員約80名が参加し、土地・建物の税務について受講しました。

講師は、渡部税理士事務所の渡部弘敬税理士さんでした。

平成28年版「土地建物の税務(総合ガイドブック)」を参考に住宅をめぐる税金のいろいろな特例について勉強しました。何点かあげてみます。



県本部長木村勇治氏



税理士渡部弘敬氏

広報「全日しまね」第25号

住宅取得資金の贈与に関する特例として、平成28年1月1日～平成31年6月30日までの間に、父母や祖父母などの直系尊属から、自己の住宅用の一定の住宅（その住宅の敷地等を含みます。）取得・新築又は増改築のための資金（住宅取得等資金）の贈与を受け、住宅取得に係る契約を締結した場合に、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期によって、また新築・増改築・住宅の種類（良質な住宅用家屋又は一般的な住宅用家屋）等によってそれぞれ贈与税が非課税となります。

また、平成30年3月31日までに取得した宅地等の取得に係る不動産取得税も特例があり、課税標準は2分の1に軽減されます。

その他にもいろいろな特例等ガイドブックにお得な情報が掲載されています。

これから自身が「土地・建物」を取得又は贈与・譲渡、仕事としてお客様に販売、お客様からのご相談等に有意義に活用出来たらとおもいました。

さらに、今年度より研修委員さんが順番で「ひと言ノウハウ」と題して、私たちが業務をしていくうえでお役立ち情報・一口アドバイス等教えて頂ける10分間コーナーが出来ました。初回は、本会会長であり、（有）キムラプラン代表取締役の木村氏より、実際に活用しておられる「不動産取引（代金決済及び引渡し）時手続フロー」の紹介がありました。

細かく、司法書士・売主・買主それぞれ確認事項や必要品が載っているリストで、これがあればミスなく取引が実行できると早速活用させて頂くことにしました。

お陰様で今回も有意義な研修会となりました。スタッフの皆さんありがとうございました。



法定研修会の様子

（公社）全日本不動産協会第65回定時総会、 （公社）不動産保証協会第44回定時総会に出席して

島根県本部代議員
濱名毅行

毎年6月は、東京へ出張します。それは当不動産協会が関係する定時総会出席のためです。去る平成28年6月30日、東京都千代田区紀尾井町のホテルニューオータニで行われた総会に、木村勇治県本部長、山根潤副本部長、真野仁理事の合計4名が、それぞれの定時総会へ島根県本部から代議員として出席していました。

今回の定時総会では、先の熊本地震災害について、熊本県、大分県への多大の義捐金、約9,100万円（平成28年6月現在）が各都道府県本部及び会員から集まり、既に贈呈されたことの報告がありました。熊本県本部長、大分県本部長から御礼の言葉もありました。ここで島根県本部会員の皆様にも改めて感謝を申し上げる次第です。

毎回午前11時から午後5時頃までの総会が終わると、「懇親会」がホテル内で開催されます。私たちも参加していました。しかし何か今年は雰囲気が違う、と感じたのです。どうやらいつもなら、入れ替わり立ち代り、著名な国会議員の方々が賑やかに参加されるのですが、今年は非常に少ないと気が付きました。

「あっ、そうか。参院選の真っただ中！」と改めて納得したわけです。ここへ立ち寄る時間は無い！と言うことですね。その代りと言えば失礼かもしれません、その方々や県選出の議員さんの秘書さんが大忙しの様子でした。

困ったことは、私に「〇〇県の議員秘書ですが、〇〇県の不動産関係者さんはいらっしゃいますか？」と2名の方に尋ねられたことでした。何故なのか。探されていた県の不動産会員は懇親会に参加されていないことを知っていましたので。



公益社団法人不動産保証協会第44回定時総会の様子

国會議員さんって、どうして秘書があんなに沢山必要なのだろうかと前々から不思議に思っていました。この日本の首都・東京で毎日どれくらいの必要なパーティーなるものが開催されているのだろう?その多くが夕方から夜にかけて開催され、それに出席することを事前に調整するとなれば、秘書一人で可能?いや、とても無理でしょう!それに加えて各地方でも、重要な会合やパーティーが毎日開催されている…。

正直、今回の参院選は私には論点がはっきりしませんでした。知りたいのは、これから日本社会と経済を具体的にどのように改革し進めたいのかです。抽象的な理念には飽きているのが国民の本音ではないでしょうか。

不動産協会の総会に出席し、より深く感じたことは、「国土の防災や安全を守るためにも、空き家や廃墟を増やさないこと。再生する街づくりが是非でも必要だ!そのための不動産調査や立ち退きなどへの補償金、区画整理、ここ山陰のような潜在的な魅了があり取り残された地方拠点への公共交通網整備のため、大型公共工事投資を進めます!」と、無理は承知でも明確に主張してくれた方が、余程具体的な投票の指針になると思いました。

読者投稿

(皆様の投稿をお待ちしております。 編集委員一同)

事務所移転

大清興産有限会社

代表取締役 太田 康浩

当社は22年慣れ親しんだ事務所をはなれ、今年の5月に事務所を新築移転致しました。

以前と同じ大正町ではありますが、来られる方に解り易い場所となりました。前面に駐車場もありお越しいただきやすい環境となりました。お近くにお越しの際は是非お立ち寄りください。とても機能的で業務効率の良い事務所で全員で仕事を楽しんでいます。

今後は、この地から更に社会貢献となる仕事が出来る様、今まで以上に1つ1つの仕事を大切に、お客様には誠実に気持ちをもって日々の業務と向かい合っていきたいと考えております。

また、ここまで会社を作り上げてきた父と母に対しての「感謝の気持ち」を忘れず、今後もお客様、協力し合う仲間、全ての関係する方々への「感謝の心」を常に持ち、初心に戻ってなお一層精進していきたいと思います。



自転車も車です

(有)ミノル建築 渡部 大輔

なに当たり前のことをって思われるかもしれませんね。しかし知らない人が多いのが現状です。

そしてもっと知られていないのが自転車にも道路交通法が適用されるんです。みなさんご存知でしたか?

例えば、お酒を飲んで、自転車に乗れば飲酒運転となり違反になります。

昨年の六月一日に、自転車の取り締まりが強化されました。右の表が、自転車の危険行為となる14項目です。

①の信号無視などはわかりやすいのですが、少しわかりにくい項目があるのでどのような行為か具体例をご紹介します。

危険行為 (14種類)

- ① 信号無視【道交法第7条】
- ② 通行禁止違反【第8条第1項】
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)【第9条】
- ④ 通行区分違反【第17条第1項、第4項又は第6項】
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害【第17条の2第2項】
- ⑥ 遮断踏切立入り【第33条第2項】
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等【第36条】
- ⑧ 交差点優先車妨害等【第37条】
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等【第37条の2】
- ⑩ 指定場所一時不停止等【第43条】
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反【第63条の4第2項】
- ⑫ 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転【第63条の9第1項】
- ⑬ 酒酔い運転【第65条第1項】
- ⑭ 安全運転義務違反【第70条】

広報「全日しまね」第25号

②通行禁止違反：歩行者天国など自転車の通行が禁止されている場所を通行した場合



④通行区分違反：自転車の通行は左側！これは車道の右側を通行した場合

⑦交差点安全進行義務違反等：交差点右折時に直進してくる車両を妨害した場合

⑪歩道通行時の通行方法違反：歩道を通行しているときに歩行者を妨害した場合

⑭安全運転義務違反：傘さし運転、携帯電話を使用しながら運転をした場合

これらの危険行為を3年のうちに2回以上摘発された場合、運転者に『自転車運転者講習』が命じられます。

それに従わなかった場合には、5万円以下の罰金となります。

いかがでしたか？すべてご存知でしょうか。14項目の中には町で普段見かける光景も含まれていますよね？

例えば、反対車線の走行を行うと、交差点などで、ドライバーからの発見が遅くなり出会いがしらの事故がおこります。

自転車は自動車に比べてルールを軽視する人も多く危なっかしい運転をする人も多く見かけます。

しかし自転車に乗る誰もがこのルールを知り、理解し、守っていく必要のある事なのです。

まだまだ認識の浅いこの法律をどのように運転者に伝え知ってもらい、守っていくかが課題ではあるかもしれません。

そして自転車に乗るすべての人がこのルールを守り運転することで自転車がもっともっと安全で快適な乗り物になることでしょう。

私の薦める本「松下幸之助 パワーワード」小宮 一慶 著

有限会社エスミ産業 江隅一徳

私のこれまでの人生というものは、様々なことを教えてくれた多くの人々の「一言」によって支えられ、成り立っている。

松下幸之助のこの言葉から始まる本です。著者は経営コンサルタントを経営しておられる方であり、経営の神様と言われた松下幸之助の経営理念に共鳴し、自分のコンサルタント事業に深く生かしておられます。色々な問題が起った時、そのことにどう思うか、どう考えるかで人生は大きく変わるものです。そのどう思うか、どう考えるかを支えるのが自分の経験と「言葉の力」だと思うと言っています。

松下幸之助さんの言葉にたくさん支えられた、人間としてのバックボーンをなす考え方を、松下幸之助さんの言葉により身につけることができたと言っています。この本を通じて多くの方に、正しい考え方のもととなり、生き方の軸となる、そして、自分や周りの人の人生を豊かにする、松下幸之助さんの言葉を届けたいと思い書かれた本です。

第1章 受け入れる…逆境であれ順境であれ、その与えられた境涯に素直に生きることである。謙虚の心を忘れぬことである。

第2章 一生懸命…まず好きになれ。いやいや仕事を続けるよりも、いっそう開き直って、楽しむほうが仕事もはかどる。

第3章 真剣…私は、いつの場合でもきわめて真剣でした。ほめるのも叱るのもとにかく真剣で、自分をそのままさらけ出していました。

第4章 責任と感謝…いつさいの責任は我にあり。

第5章 学ぶ…自分の周囲にある物、いる人、これすべて、わが心の反映である。わが心の鏡である。

第6章 向上する…きょうは昨日のままであってはならない。

第7章 姿勢と意識…不景気だからこそ面白いんだ、こんなときこそ自分の実力がものをいうのだ。

第8章 伸びやかな心…心が窮屈なるのはなおいけない。心の働きが鈍くなつて、よい知恵が出てこないのである。

第9章 部下…社員稼業であっても、松下電器は自分が経営している会社だというくらいに思い、自分の最大限の力を發揮してほしい。

第10章 リーダーとして…一般に指導者が人を使って仕事をしているように見えるが、見方によつては指導者のほうが使われているのだとも言える。だから口では「こうせい」と命令しても、心の奥底では「頼みます」「お願いします」さらには「祈ります」といった気持ちを持つことが大事だと思う。

一部を抜粋し紹介しましたが心が打たれるところが多くあり、強いリーダーをつくる114の金言として書かれています。是非ご一読され事業の繁栄にお役立て下さい。

行政だより

宅地建物取引業法の一部を改正する法律

第190回通常国会において宅地建物取引業法の一部を改正する法律が平成28年5月27日(平成28年6月3日公布)に成立しました。

この法律の背景には、「人口減少・少子高齢社会を迎える中、国民資産である住宅ストックの有効活用、既存住宅流通市場の拡大による経済効果の発現、ライフステージに応じた住替えの円滑化による豊かな住生活の実現等」を我が国が目指していることがあります。

ところが、国土交通省の公表では、日本内の既存住宅(いわゆる中古住宅)の流通量は年間約17万戸前後の横ばい状態で推移しているようです。この原因と考えられることに、消費者(購入希望者)が住宅の質を把握しづらい状況にあることが挙げられています。

このような背景と要因により、専門家のインスペクション(建物状況調査)の活用を促し消費者が安心して既存住宅の取引を行える市場環境の整備を図ることを目的に、具体的な行動目標として宅地建物取引業法を一部改正することになりました。以下の通りです。

1、既存の建物の取引における情報提供の充実、宅地建物取引業者に対して以下の事項を義務付ける。

- ① 媒介契約の締結時に建物状況調査(インスペクション)を実施する者のあっせんに関する事項を記載した書面の依頼者への交付
- ② 買主等に対して建物状況調査の結果の概要等を重要事項として説明
- ③ 売買等の契約の成立時に建物の状況について当事者の双方が確認した事項を記載した書面の交付

2、消費者利益の保護の強化と従業員の資質の向上

- ① 営業保証金制度等による弁済の対象から宅地建物取引業者を除外
- ② 事業者団体に対し、従業者への体系的な研修を実施する努力義務を賦課

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行

平成26年11月27日付けで公布された「改正犯罪による収益の移転防止に関する法律」が、平成28年10月1日から施行されます。下記に記載される改正法、改正規則等の5点を十分理解して、正しい確認方法で不動産取引を行うことが宅建業者にも義務付けられます。

- ① 疑わしい取引の届出に関する判断の方法
- ② 特定事業者の体制強化
- ③ 顔写真のない本人確認書類に係る本人確認方法
- ④ 法人の実質的支配者の確認
- ⑤ 取引担当者(法人)の代理権の確認

詳しくは、公益社団法人全日本不動産協会総本部ホームページで確認してください。



シリーズ
事の甲

売買土地の地盤について2

Y·K

建築業者は工事着工の前に地盤調査をかけて建物の長期荷重に耐えられる様計算をして、色々な方法(支持杭、柱状改良杭、表層改良等)で基礎補強をして建築物を建てます。が、まれに玄関ポーチや貯湯型温水器の基礎補強がしていかつた現場で、地盤が盛り土等で軟弱な場合には必ずと云って良いほど沈下します。

当然といえば当然ですが、地盤調査や基礎補強をやっていなかった頃(20年前)はさほど目立た(建物も一緒に沈下するので)なかつたのですが、建物の基礎補強をする様になってからは、正しい基礎補強がされている限り建物の沈下は殆どありません。その反対に補強していないところに荷重が掛るとその部分は大きく沈下する事があります。

特に貯湯型温水器等は単位面積当たりの荷重が木造建築の荷重より大きくなるので建築の際には注意が必要です。

いずれにしても仲介業者や売主になった場合にはユーザーにその事をしっかりと説明して納得しておいてもらわなければなりません。ブロック塀や車庫が大きく変形して現在裁判になっている話も聞いています。「地盤は軟弱です」の一言が書いてあるだけでも問題にならなかつたと思われます。重要事項の説明書や契約書の備考の覧等に必ず書き入れておくと安心です。

会員紹介

新入会員紹介



商 号 : IM企画 合同会社

所 在 地 : 出雲市渡橋町466番地5

代 表 者 : 柳楽一郎

趣 味 : 百姓

入会年月 : 平成28年3月

入会のあいさつ

金融マンで40年、忙しいけれども充実した毎日を無事終了して、ゆっくり農業でもと5年余りやってきました。そうしたなかで、知人より色々相談を受けるようになり、お世話が少しずつでき喜んでもらえるようになりました。自分の好きな土の業界で、少しでもお役にたてられたらと考えて今回思い切って起業いたしました。信用を第一に頑張りますので、先輩会員の皆様、どうぞご指導の程をよろしくお願い申し上げます。

商 号 : 株式会社 SIGN サイン

所 在 地 : 浜田市日脚町290-1

代 表 者 : 藤浦 克也

入会年月 : 平成28年4月



入会のあいさつ

(取締役会長兼専任社長)斎ヶ原 美幸

実務経験が浅い状態で開業しましたので現在日々勉強です。趣味は釣り、読書です。

先輩会員の皆様のご指導よろしくお願いします。

商 号 : 有限会社 浪速商事

所 在 地 : 浜田市栄町30番地

代 表 者 : 大島かおる

入会年月 : 平成28年5月

退会員

・(株)まるいし 様 ・よめしま不動産 様

お疲れ様でした。

免許更新会員 (H28.9月～H29.6月)

◆免許更新の申請は、免許満了期日の90日前から30日前まで受け付けていますので早めにご準備、提出をお願いします。

(株)コムサ	平成28年10月22日	えんどう不動産	平成29年2月1日
アチーブル不動産	平成28年10月27日	(株)フォーシング出雲	平成29年2月22日
アクセス(有)	平成28年11月2日	持田不動産	平成29年3月1日
ラシーエ不動産流通	平成29年1月12日	(有)舟越建設	平成29年3月4日
(有)不二興産	平成29年1月18日	おおだハウジングサービス	平成29年3月7日

島根県本部「全日ステップアップトレーニング」

毎年、地区協議会単位で開催していた「全日ステップアップトレーニング」が、今年度より、各地方本部での開催となり、平成28年7月13日、9時30分から16時30分まで松江ニューアーバンホテル別館において、講師に宅建マイスター、不動産鑑定士、弁護士、司法書士の先生をお招きし開催されました。受講内容は宅地建物取引業法から物件調査と価格査定、契約書知識、重要事項説明、契約書の締結、決済・引渡し、登記と盛り沢山で、好評でした。申込者13名のうち10名の方に修了証を交付しました。来年度も開催致しますので、多数の受講をお待ちしております。



めざせ!! 会員100社 会員募集

開業をお考えの方お問い合わせください!!
現在98社!!(平成28年7月31日現在)

編集後記

暑中お見舞い申し上げます。早いものでもう夏ですね。今年は空梅雨なのか、まだわかりませんが、どうも今の処まとまたった雨がありませんね。かと思えば九州は地震に続く豪雨被害で本当に大変な状況です。今年の宮城県の全国大会には来年の島根県では初めての全国大会開催に向けて多くの会員の皆様の出席を得て盛大な大会旗引き継ぎの儀が壇上で行われる予定です。是非こぞって参加しましょう。又、実行委員の皆様もその準備に大変御苦労されていると聞いております。是非、協力し合って準備が順当に運ぶよう祈って止みません。一閑話休題一 人間、老いも若きも共通するのは「酒」でしょう。私が良く行く居酒屋さんに「酒屋カレンダー」なるものがあつて多分に我田引水ですが面白いと思うので引用します。いわく、「豊かな生活を実現させる為には美味しい酒と愛が必要である」と。これは7月の頃の標語なのですが、飲み仲間達とこの文句のどれが大事か一大論戦(?)が湧き起こりました。A氏、豊かな生活は老後とすべし B氏、愛はない、お金が欲しい 私、お酒も飲めない、愛もお金もない人はどうしたらいい? C氏、みんなバカだね。健康が一番だわね と、いう梅雨の合間の暑い夕方、ビールを傾けながらの舌戦でした。皆様はどう思われますか。暑さはこれから本番です皆様もどうかご自愛を。

総務広報委員会副委員長 畑尾 和之